

横浜市新学習用ネットワーク（BYOD 回線）利用ルール

令和3年4月1日施行

令和5年4月1日改正

1 目的

本ルールは、主に横浜市立高等学校及び別科、特別支援学校高等部（以下、「高等学校等」という。）における学習活動や学校行事、部活動等の教育活動において利用する横浜市新教育情報ネットワーク BYOD 回線（以下、「BYOD 回線」という。）の適切な運用を図ることを目的とする。

2 BYOD 回線利用者

高等学校等の生徒（以下、「生徒」という。）並びに校長、校長代理（以下、「校長等」という。）が必要と認められた者。

3 BYOD 回線に接続可能な端末

BYOD 回線に接続できる端末は、次のものに限る。また、端末の利用については、別に定める利用規定を適用する。

(1) 学校所有端末

授業等で教職員、生徒が利用するために高等学校等に整備されている端末（個人所有の端末を持っていない生徒への貸出用端末を含む。）。

(2) 生徒の個人所有の端末

生徒が高等学校等に持ち込む個人所有のスマートフォンやタブレット、コンピュータ等の端末（以下、「BYOD 端末」という。）。

(3) その他

校長等が必要と認める端末。

4 BYOD 回線の利用

生徒による BYOD 回線の利用の範囲等は次のとおりとする。

(1) 利用期間

生徒が高等学校等に在籍している期間とする。

(2) 利用の範囲

生徒が BYOD 回線を利用してできることは、高等学校等における学習活動や学校行事、部活動等の教育活動に関係する、インターネット閲覧、クラウドサービスの利用、電子メールの送受信、アプリの利用等の必要な範囲とする。私的な利用は認めない。

(3) 利用時間

生徒の BYOD 回線の利用時間は、午前7時00分から午後10時30分のうち、授業時間及び放課後等で高等学校等から許可された時間とする。

(4) その他

その他、BYOD 回線の利用については別に定める「新 Y・Y NET 利用ガイドライン」及び「横浜市立高等学校及び別科、特別支援学校高等部における、学校付与アカウント使用のルール」に従うものとする。

5 BYOD 回線の利用上の注意事項

BYOD 回線の利用にあたって、生徒は次の行為をしてはならない。

(1) BYOD 回線接続用の ID、パスワードを高等学校等関係者以外に漏えいする行為

(2) 適切な生徒の支援(回線への接続、端末の使用、パスワードの入力等に対する補助等)に必要な場合は、学校付与アカウントについて保護者や施設管理者等へ情報共有することを可とする。その場合は、保護者や施設管理者等は学校にその旨を届け出るものとする。

学校付与アカウントは、生徒個人、必要な場合は保護者や施設管理者等の責任で管理し、漏洩や他者による使用などには十分に注意すること。

- (3) 著作権、肖像権、私的所有権等の権利を侵害する行為
- (4) 個人情報、学校に関する情報の漏えいにつながる行為
- (5) 他人を誹謗、中傷する行為、他人を不快にさせる行為、差別につながる行為
- (6) 他人のIDの不正利用、ハッキング行為
- (7) 教員又はICT支援員(以下、「教員等」という。)の指示のないソフトウェア・アプリ等のダウンロード
- (8) チェーンメールや大量の情報量送受信等のネットワークシステムに対する迷惑行為、破壊行為
- (9) 学習等の教育活動に関係のない行為及び危険をまねく恐れのある行為
- (10) その他、公序良俗及び法令に反する行為、高等学校等で定める禁止行為

6 BYOD回線の利用制限・停止、廃止

(1) 利用制限・停止

生徒が「4 BYOD回線の利用」、「5 BYOD回線の利用上の注意事項」に違反した場合又はその他BYOD回線の不適切な利用が認められた場合は、横浜市教育委員会及び高等学校等(以下、「教育委員会等」という。)は、当該生徒のBYOD回線の利用を制限又は停止することがある。

また、休学期間中は、利用を停止する。

(2) 利用の廃止

生徒が、卒業、転学、退学等により高等学校等に在籍しなくなった場合は、当該生徒のBYOD回線の利用を廃止する。

7 その他

- (1) 生徒は、BYOD回線について不具合や不正利用等を発見した場合は、速やかに教員等に報告すること。
- (2) 教育委員会等は、生徒がBYOD回線の利用を通じて得る情報等に関して、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。
- (3) 教育委員会等は、BYOD回線の利用により生徒に生じた損害について一切の責任を負わない。
- (4) 教育委員会等は、生徒がBYOD回線の利用により、第三者との間で生じた紛争等に関して一切の責任を負わない。
- (5) 教育委員会等は、BYOD回線の不具合や故障等又は利用制限・停止により生徒に生じた損害について一切の責任を負わない。
- (6) 教育委員会等は、BYOD回線の利用によるインターネットや電子メール等の利用内容の記録を一定期間保存する。